

## 第645回 統計審議会議事録

1 日時 平成19年1月12日(金) 13:30~15:25

2 場所 総務省第1特別会議室 (中央合同庁舎第2号館8階)

### 3 議題

- (1) 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- (2) 会長の互選
- (3) 庶務事項
  - ① 部会に属すべき委員及び部会長の指名について
  - ② 会長代理の指名について
- (4) 諮問事項
  - ① 諮問第316号「船員労働統計調査の改正について」
  - ② 諮問第317号「農業経営統計調査の改正について」
- (5) 部会報告
  - 第107回及び第108回農林水産統計部会
- (6) その他

### 4 配布資料

- ① 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- ② 部会長及び部会に属すべき委員の指名について
- ③ 統計審議会委員の所属部会一覧
- ④ 諮問第316号「船員労働統計調査の改正について」
- ⑤ 諮問第317号「農業経営統計調査の改正について」
- ⑥ 部会の開催状況
- ⑦ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑧ 平成18年11月指定統計・承認統計・届出統計月報(第54巻・第11号)
- ⑨ 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】美添会長、篠塚委員、舟岡委員、清水委員、新村委員、引頭委員、椿委員、佐々木委員  
三輪委員、森泉委員、若杉委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省高橋統計調査部長、厚生労働省桑島統計情報部長、農林水産省長統計部長  
経済産業省細川調査統計部長、国土交通省福本情報管理部長、東京都金子統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

国土交通省川上交通調査統計課長、同前田船員政策課企画係長、農林水産省亀田経営・構造統計課長、同成瀬課長補佐、同佐藤生産流通消費統計課長

【事務局(総務省政策統括官)】

総務省橋口政策統括官、同北田統計企画管理官、同桑原統計審査官、同小林統計審査官

### 6 議事

- (1) 統計審議会委員及び専門委員の発令について  
総務省橋口政策統括官から、統計審議会委員及び専門委員の発令について、資料1のとおり発令された旨報告があった。
- (2) 会長の互選及び新任委員の就任あいさつ  
橋口統括官の司会進行により、統計審議会令第2条第2項の規定に基づく会長の互選が行われ、清水委員から美添委員を推薦する旨の発言があり、出席委員全員の同意により、美添委員が会長に選任された。

引き続き、美添会長の司会進行により、新規就任された若杉委員が紹介され、同委員から就任に伴うあいさつがあった。

若杉委員) ただいま御紹介を賜った慶應義塾大学の若杉である。

統計制度の根幹を審議する大変重要な審議会の委員としては、大変役不足であるが、微力ながら何とか使命を全うしたいというふうに思っているので、どうぞよろしく御指導のほどお願い申し上げたい。

統計については、私は国際経済学の実証分析をこれまで多少ともやってきて、統計にはいろいろお世話になっている者の1人であるけれども、グローバルな観点から、やはり統計というのは非常に重要な意義を持っているし、その意義がだんだん高まっている。

それから、これからの政策あるいは行政のエビデンスのベースとしても、統計というのは非常に重要な役割を果たさなければいけない、そういう局面に来ているのではないかというふうに思っている。

併せて、そういう仕事には非常に地道な組織なり努力が必要なわけで、その意味でも日本の統計の重要性をかんがみると、それに配分する資源ということも十分考えなければいけないというふうに感じている者の1人である。

そういった意味で、いろんな形で皆様方の御指導を得ながら仕事をさせていただきたいというふうに思っている。

どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 庶務事項

#### ① 部会に属すべき委員及び部会長の指名について

美添会長が、統計審議会令第5条第2項及び第3項の規定に基づき、部会に属すべき委員及び部会長を、資料2及び資料3のとおり指名した。

#### ② 会長代理の指名について

美添会長が、統計審議会令第2条第4項の規定に基づき、会長代理に篠塚委員を指名した。

### (4) 諮問事項

#### ① 諮問第316号「船員労働統計調査の改正について」

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料4の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて国土交通省川上交通調査統計課長が調査計画の説明を行った。

#### [質 疑]

美添会長) それでは、ただいまの報告、説明について、質問、意見等をお願いします。

佐々木委員) 細かいことだけれども、このいろいろな手当を一括してその他手当にしている部分で、ただ家族手当だけ残しているということになっているけれども、多くの給与でもう家族手当はやめようかということになって、いわゆる生活給はやめて、仕事給というか、いろいろな会社が家族手当を縮小して行って、なくなってしまうんじゃないかというときに、わざわざこのその他手当の中で家族手当を独立させなければならないというのはどういうことなのか。

川上課長) 賃金構造基本統計調査では、現在、家族手当が入っているようにしているので、一応それとの対照性というか、整合性をとるために残している。

美添会長) 経緯から言うと、毎月勤労統計調査の方が概念的に近いと思うが、そこも整合性がとれているという理解でよろしいか。

川上課長) 毎勤の方はどうだったか。

美添会長) すぐ分からなければ結構である。

川上課長) 確認しておく。

美添会長) ほかに意見、質問等をお願いします。

森泉委員) やっぱ細かいことなのだが、食料費を現物給付として私は理解しているが、これを今回は外されるということで、それはちょっとどういう意味を持つのかなということなのだが、これは別途どこかで把握できるという意味で外されるのか。

川上課長) 本来の趣旨の船員労働統計のそれぞれの個別の者の勤務時間とか所得とは別に、船全体でどれだけ現物支給したかということしか表さないものなので不必要かと考えたものである。

美添会長) よろしいか。

森泉委員) それでよろしいのかということなのだが。

美添会長) 従来が船全体のものであったので、個々の船員については把握できていないという説明である。

森泉委員) あとで割り算をすればいいということか。割り算をして1人当たりの現物給付を出すという。

美添会長) 調査から外してしまうのは情報として不要ということか。

川上課長) そうである。これは全く現物支給であるので、それが幾ら相当になるかということで書いていただいていた。

美添会長) 従来は割り算をして、船員一人あたりについて把握できていたのか。

川上課長) いや、表章形式としては、その船として幾らという形だったかと思う。

美添会長) たくさん質問がありそうだが、ほかに。

舟岡委員) 今回、月間総労働時間を、年間総労働時間に変更することだが、年間とはどの期間をとらえて年間とするのか、同様に稼働日数とはどの期間の稼働日数であるのか、その点について教えていただきたい。それから、通常の雇用者の勤務形態と船員の場合は明らかに違っているが、時間内労働時間と時間外労働時間を明確に区分できるのかどうか。

川上課長) まず最初の年間については、これについては別途、船内記録簿で労働時間を記録するという制度ができたものであるから、年間の合計時間を転記してもらうという形で実施をしようというふうを考えている。

美添会長) 年間の定義は1月から12月になるのか、7月から6月までか。

川上課長) 1月から12月。

舟岡委員) 前年の1月から12月か。

川上課長) そうである。この6月時点で把握できる1年分ということである。だから、前年になる。

美添会長) 確認だが、従来は12月、6月と調査月の1か月間であったのが、今回は。

川上課長) これまでは、その月だけ、月限りのものだったのである。

美添会長) 前年の1月から12月、暦年の1年分ということか。

川上課長) そうである。それから、2番目の質問の勤務形態についてであるが……

舟岡委員) 稼働日数はどうか。

川上課長) 稼働日数はこの6月調査の月の中の稼働日数である。

舟岡委員) それは単月か。

川上課長) 稼働日数は漁船の方にある2号様式の方か？

舟岡委員) 第1号にもある。

川上課長) これは船舶全体の稼働日数である。これは6月の月間のうち、この船舶が何日稼働したかというものである。

舟岡委員) それは6月だけということか。

川上課長) そうである。これは、このシートの上の方は船全体に関することの記述であって、この下の欄が人ごとのものになっている。

それから、勤務時間、時間外・時間内であるが、船員法の定めでは、1日当たり8時間を超える労働については、時間外ということだったかと思う。

前田係長) 船員法においては1日8時間、1週間、時定40時間総労働時間制はかかる。1日が8時間というのが時間内であって、それ以外が時間外労働になるという整理である。

美添会長) 篠塚委員、願います。

篠塚委員) 私どもの部会でやるので、部会でいろいろ細かいことは教えていただきたいと思うが、1点だけお伺いしたいのは、もともと毎勤からスタートしたけれども、船員は特殊なものなのでここを抜けたということなのだが、実際に毎勤とほとんど、調べる調査の項目についてはそろっていると思う。今大ざっぱでいいのだが、今、この時点で毎勤には調査事項があって、この船

員の人たちについての労働条件でない事項があったら教えてほしいというのが第1点である。

それから、今回の改正のところの1番最初に説明していただいたように、今度外国人の労働状況を知りたい、それから男女共同参画の問題で女性の数も知りたいと、そういうふうな順番から説明していただいたのだが、もしそうであるならば、この資料3にあるような、改正のところ性別はしっかりと表の中にあらわれているのであるが、外国人の把握に関しては注書きになっていて、備考欄で把握するような形になっている。

それから、説明のところの①のところでも上の方に、右の方の上の方に人数があつて、「うち」という形で女性の数は出ているのであるが、外国人はすぐにここの中ではすぐ分かるようにはなっていないのではないかと思う。

女性の数は非常に少ないと思うが、しかしこういう段階でぜひ必要ではある。だが、もっと数から言ったら、外国人の方が多いのではないかと思うので、この備考扱いについての理由を教えてください。

以上、2点である。

川上課長) 調査で、毎勤になくて船員労働統計にあるというものについては、例えば日当の中の航海日当であるとか、そういう特殊な船ならではのものが追加されているということがある。

美添会長) 逆でない方は、

川上課長) 勤務形態がそもそも違うので、例えばパートとかそういうのがないということはあるのだが、基本的なところでは、今回見直したところで整合がとれるようにはしている。

それから、この票について、確かに外国人について備考にしたという部分、必ずしも説明し切れない部分があるが、部会でもご議論いただければというふうに考えている。

美添会長) 詳細は部会で議論されると思うが、この機会に基本的なことを教えてください。船舶を対象にして調査するという設計だが、特殊船以外の一般船舶と漁船について、母集団の船舶数は具体的にどのくらいの数になるか。

川上課長) まず1号調査は一般船舶ではあるが、一応母集団の船舶としては4,400隻ほど、4,387隻が、平成17年度時点である。それから、2号調査、漁船については、これ悉皆調査であるので、母集団と調査は一緒であるが、1,452隻である。それから、3号調査については827事業者、ちょっと船の数というよりは事業者の数になるが、827事業者である。

美添会長) 3号調査は船を対象とするものではなくて事業者を対象とするものか。

川上課長) 船が対象である。

美添会長) 事業者で一括して記入か。

川上課長) そうである。結果的に船の数としては1,800隻ぐらいになっている。

美添会長) 1号調査の場合は、標本抽出の比率はどのくらいなのか。

川上課長) 標本が約1,000である。

美添会長) 標本の数か。結構である。

川上課長) よって比率は、4分の1弱である。

美添会長) もう一つ、乗り込んでいる船員の数、概数で結構だが、お教えいただけるか。

川上課長) 現在、船員と言われる人は約9万人いる。

新村委員) 関連してなのだが、ちょっと船のことはよく分からないのだけれども、これは船籍がよく外国にあるというような話を聞くが、そういうものも対象になっているのか。

川上課長) いや、この対象は日本の船舶である。

新村委員) これは日本に船籍を持つものだけが母集団であると。

川上課長) そうである。

新村委員) 了解した。

美添会長) 船の場合は分かるのだが、船員の場合は乗り組んでいる人は、職員または部員としてすべて把握されるということで、外国人も含むわけか。

川上課長) そうである。

美添会長) 今の新村委員の質問は、日本の資格を持っている船員、職員が外国籍の船に乗っている場合はこの統計の調査対象にはならないという意味だと思う。そういう制度ということによろしいか。

川上課長) そうである。外国籍の船に乗っている場合はこの統計の調査対象にはならない。

美添会長) 国勢調査で、日本国内に居住している者が対象とされるのと類似した対象の定義だと思う。

個人的には不慣れな統計だが、部会で議論していただきたい。人口・労働統計部会の篠塚部会長、よろしく願います。

② 諮問第317号「農業経営統計調査の改正について」

総務省政策統括官付の小林統計審査官が、資料5の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて農林水産省亀田経営・構造統計課長が調査計画の説明を行った。

〔質 疑〕

美添会長) それでは、ただいまの説明について、質問、意見等をお願いする。

引頭委員) 2点ある。まず、今回の調査の方法の仕方、普及の会計ソフトを活用してデータを取得することは、ITの活用ということで非常によいことだと思うのだが、現在、農家におけるパソコンの普及率あるいは会計ソフトの普及率などはどのようになっているのか。また、取得したデータを、記録媒体にコピーしてもらって郵送により回収するということが、説明の3ページ目に書いてあったが、なぜオンライン調査にしないのかということである。

2点目は、今回、農政行政が多面的に変わったという説明を受けたが、今後、農業の株式会社化といった動きが進むなかで、やはり農林水産省も農業の効率化とかを目指されており、この統計は、長期的に非常に注目されるべきものと考えている。ここで言うべき話かどうかは分からないが、こうした統計は必ずしも農業関係者だけのためのものではなく、多様な人々が利用する可能性もあると思うので、ぜひ表章の仕方とか、分析の仕方等を含めて、いろいろ工夫されていただきたいということを要望する。

美添会長) 後半は要望なので対応はお任せするが、前半について。

亀田課長) 前半の点について、会計ソフトの普及状況ということで言うと、具体例で挙げて恐縮だが、ソリマチという会計ソフトが一番普及していて、それ以外にも例えば弥生とか幾つか会計ソフトがある。詳しい現状は把握していないが、そういった会計ソフトが普及と言うほどではないが、一部の農家で採用しているということである。

オンラインについても、例えば郵送ではなくてメールなどによる回収というのも考えられるが、ただ現状ではセキュリティーの問題とか、慎重に扱うべき点もある。そのあたりの可能性も含めて検討はしたいと考えている。

2番目の点については、今後、分析の方法等、一層検討を深めてまいりたいと考えているところである。

美添会長) 普及率について、概算でお分かりになるか。

成瀬補佐) いろいろな統計を調べていて、必ずしも確実ではないが、農林水産省の情報課で調べたものがあって、大体農家の6割程度はパソコンを持っている。ただ、これは経営主が必ずしも持っているとは限らず、家で持っているという形である。そのうち、今回の調査は、担い手にシフトしたので、これで計算をすると、つまり今回の標本で計算すると、1割超は、いわゆる会計ソフトを持っている農家である。うちの客体のうち1割以上は、そういったものを持つことになるかなという計算である。

ただ、全体の農家の中では、まだまだ担い手を中心にこういう会計ソフトを持っているので、数パーセント、多分四、五パーセントぐらいかなという感じはする。

新村委員) 教えていただきたいのだが、かなり詳細な作業日誌をつけるようになってはいるけれども、この作業日誌の主たる目的は、多分労働時間の把握ではないかと思ったのだが、今回から品目別に経営を見ないということだと、もう少し簡略化できるのではないかというような気がしたけれども、ほかにも何か用途があるのかということを知りたい。

美添会長) とりあえず作業日誌の話ということか。

新村委員) そうである。

成瀬補佐) 作業日誌だが、新旧対照表の5-2をごらんいただきたいのだが、作業日誌の、特に細かく網目になっているのは、逆に非常に書きやすくするために、頭に「誰が」というのを入れて、その次に、1日にどのぐらい働くかというのを書いておいてもらうと。あとは、上が日付になっていて、1カ月間、働いた日に「○」をつけてもらうというような形になっている。特に畜産農家でいくと、酪農家は朝起きてから、その作業というのは、毎日大体決まった作業を行うので、事前にその人の1日の作業別労働を書いておくことによって、あとは丸をつければ分かるというように、逆に簡潔になるような形をとっているということである。

その後のページの方では、そういった作業以外の、特別にポンと出た労働を少し書いていただくというような、2段階に分けた形で書いていただくということにしている。全部を一つ一つ書くよりは、そういった「○つけ方式」にした方がより書きやすいかなということで、ちょっと表は細かく見えるけれども、そういう「○」をつけるということで理解していただければと思う。

美添会長) 今の回答は負担の話だが、新村委員の質問はどのように使うかという趣旨であるが。

亀田課長) 先ほどもお話のところ、説明が抜けていたが、資料5-2の1ページ、2ページを比べていただくと、従来、この品目別というところで、品目の1から6という欄がある。これを廃止したが、営農類型別の指定部門を記載する欄を逆に設けている。こちらの方で品目別についても把握するといった考え方をとっていて、要するに記入負担についてはその分、相当軽減されるのではないかと考える。

美添会長) 細かいことは部会で議論していただくとして、要するに労働投入に対する産出という、農業の生産関数を見るために必要な項目で、従来は品目に分けてとっていたのが、今度は部門ごとである。その意味で簡素化されている。

新村委員) 前よりは簡素化されたとは思のだが、例えば、今回の調査票の方の案を見ると、例えば作業区分をこんなに細かくする必要があるのかとか、それから後の方に作物名というのがあって、これは作物別の統計においては必要なくなったのではないか思ったところである。品目別はなくなったが、生産費統計は残っていて、例えば米の生産費等であるとか、麦の生産費…

新村委員) 品目と作物名とは違うということか。それは幾つかの選ばれた作物だけか。

成瀬補佐) そうである。そういった場合には、そういった作物名を書く必要がある。

あともう一つ、農家の書きやすさということからすると自分が何をつくったときにどういう作業をやったかというほうが書きやすいということもある。例えば、作物名を書かなくてももちろんいい方もいるが、農家の方として、書く欄もつくっておいてあげるというような形にした方が書きやすい方もいる。例えば、自分が、きょうは米をやったとか、どうしても自分の日記的に書きたい方もいるので、そういうものを残す。

作業日誌は2枚複写になっていて、そのうち一枚は提出していただくというふうになっている。農家のメモ的な部分も当然必要なので、一枚は農家の方に残す。こういった形で一応丁寧につくっているというふうに理解いただければと思う。

篠塚委員) 諸般の事情により非常に厳しい中で、よくこれだけ新しい計画を出されたと思う。

それで一つ、既に何か事前に計算されているのではないかとあって、もし分かたら教えていただきたい。例えば、今回のように現金出納帳に関しても、削減して1枚の簡単なものになる。そうすると、今まで記入していた方たちがかかっていた時間に比べてどれだけ時間がセーブされたのかとか、それから今、新村委員もおっしゃったような、このいろいろな記述のところについても、随分削減・削除のケースが作業日誌にしても経営台帳にしてもあるわけけれども、テストケース等でどなたかに書いていただいて、今度の新しい計画ではどのぐらい、今までに比べて記入時間が減っているのか分かれば教えていただきたい。

亀田課長) 実はこの郵送提出については、昨年7月に100戸ぐらいの農家を対象として、プレプリントに

した様式について試験的に検証していて、そこら辺でまだちょっとはつきりしていないのだが、データがとれるかどうか、可能なものについて、また報告できればと思っている。

篠塚委員) これからということか。

美添会長) プレプリントの話は経営台帳の話である。コンピューターに関しては先ほどの話だと、10%ぐらいは持っている。

成瀬補佐) そうである。記入量からすると、時間は分からないが、実は農家のタイプによって違う。例えばいわゆる指定部門を1個だけやればいい方、これまで四つやっていたのが1個だけになればいい方と、三つやっていたのが1個になる方とか、ケースによって違うと思うが、量的に言くと、多分半分近くは減るのではないか、時間ははかかっていないけれども、量的に見ると6、7割ぐらいの量になるかなというふうには思っている。

篠塚委員) 特にこの現金出納帳などは1枚になっているので、いろいろなタイプがもちろんあると思うけれども、少なくとも10世帯程度やっただけであれば、今までに比べたらどれだけ負担が節約されたかというのが分かり、非常に説得的なのだが。

成瀬補佐) これから試行的なことをやって調べないとならないので、それはまた調べておくようにはしたいと思う。

美添会長) 情報があったら、部会で報告をお願いします。

舟岡委員) 今回の改正計画は、前回の答申の課題に応えたものになっていると理解している。

関連してだが、前回の答申で、課題として、経営台帳を検証した上で自計申告を導入することと指摘しているが、今回、自計申告を一部導入することを計画されていて、これはいろんな点で望ましいと思うが、検証の結果、かなりの経営体でそのことが可能であるという確証を得ておられると考えてよろしいか。

成瀬補佐) 検証はした。これは部会の資料として出そうと思っているが、入れられるところも数多くあると思う。ただ、かなりかどうかというのはちょっととらえ方にもよるが、少なくとも去年の段階で、私も試行的に入れて何戸かやった。そのときにやったださるといふ農家と、やっぱりちょっと嫌だといふ農家がかんりいて、やったださるといふ農家であれば、かなりの割合で非常に精度の高い記入であったといふふうには認識している。

亀田課長) 先ほどちょっと間違えて申し上げたのが、今のプレプリントの試行なのだが、やっぱり記入項目によって記入状況、それから職員が補正しなければいけない状況とか大分差があって、そういうところも勘案した上でこの新たな経営台帳の様式ということで載せさせていただいているということである。

美添会長) 改定はそれほど大きくないという説明だったが、実際は大変な作業をしていると思う。

この件については、部会で十分議論していただきたい。農林水産統計部会の椿部会長、よろしく願います。

椿部会長) 一応前回の答申の趣旨を活かしたものの、あるいはITの活用とかいろいろなことはあるとは思いますが、まずその妥当性というのは先ほどあったように検証していくということに尽きしていくのかなと思っている。

ただ、第一印象としては、非常にいろんなことにチャレンジしていただいているといふふうには理解している。

#### (5) 部会報告

##### ○ 第107回及び第108回農林水産統計部会

平成18年12月11日及び平成18年12月21日に開催された第107回及び第108回農林水産統計部会（議題：「作物統計調査等の改正について」）の開催結果について、椿部会長から資料6による報告が行われた。

#### [質 疑]

美添会長) 今の報告について、質問、意見等をお願いします。

私から一つだけ確認だが、先ほど、回収率を50%と見込んで標本設計をしているという説明

があった。回収率が50%というのは、しかるべき根拠があると思うが、今回の結果を分析する中に課題として含めていただきたいのは、効率的な農作業をしている農家からの回収率が高めになると推測される点である。他の類似の調査との関係で考えるとそういう可能性がある。規模と回収率の関係もあって、属性によって回収率が異なると、単純な集計では正確性に問題が生じるという危険もある。今回の結果が出ないと議論できないことはよく分かるが、そこまで含めて今後の課題として認識していただきたい。

椿部会長) 試行調査結果に関しては、部会でもかなり具体的な回収率に関わる検討を行っている。調査実施者において、どういう方がきちんと回答してくださったかということについて、調べていただいていたかと思うので、もし必要があれば補足説明していただけるとありがたい。

美添会長) 推定はどうするかという問題もある。専門的な議論は部会でお願ひすることとして、対応として何かあれば、簡単に紹介していただけないか。

佐藤課長) 回収率を50%にしている根拠については、実際の試行調査をした結果からみて、当省で出している作物に係る統計の結果と比べると、分散の状況からして、50%の回収率ぐらいで、余りばらつきがなく、一定の精度が確保できるというところから、50%を目標にしている。

それから、調査票を回収した農家の属性については、部会でも先生方から意見をいただいたが、その時にも、きちんとした正確度の高い統計を作成できるよう検証・分析と工夫が必要であり、また、最終的には標本配置を検討するときによく考えてくれといった意見をいただいているので、今後きちんとやっていきたいと思っている。

美添会長) 今回調査では反映は難しいということか。

椿部会長) 基本的には先ほど申し上げたように、いろいろなことを試行調査結果の中で調べていただいていると思う。例えば、必ずしも年齢層の高い方が回収率が悪いかというと、そのようなこともないとの報告もされた。

ただ、やはり今回の実際の調査を眺めてみなければ、具体的に、更に詳細な標本設計はなかなか難しいのではないかと今は考えている。

美添会長) 課題としては認識されているようなので、よろしくお願ひしたい。

これまで丁寧な審議をしていただいているが、次回で最終回である。引き続きよろしく検討をお願ひする。

－ 以上 －